

1. はじめに

近年、我が国の海岸に大量のゴミが漂着するようになった。こうしたゴミは一旦日本周辺の海域を漂流し、その後海岸に漂着することで海洋環境及び海岸環境を悪化させるなどの問題（以下、漂流・漂着ゴミ問題）を引き起こしている。

表-1はJEAN/クリーンアップ全国事務局（以下、JEAN）が集計した全国の海岸調査の結果¹⁾を参考に漂流・漂着ゴミの主要品目をまとめたものである。漂流・漂着ゴミの多くはプラスチックなど自然界には存在しない人工的なゴミである。こうしたゴミは生分解されないため、一度発生すると回収されない限り半永久的に漂流・漂着ゴミとして海域もしくは海岸に存在し続けることになる。また漂流中もしくは漂着後に波や紫外線の影響により微細化していく。こうした状態のゴミを回収することが極めて困難であることは自明である。

このように回収困難なゴミを発生させないためには微細化する前に回収してしまうか、もしくはゴミの発生を未然に防止しなければならない。しかし、漂流・漂着ゴミの発生過程は多種多様であり、様々な場所へ漂着^{注1)}するため、早期回収や未然の発生防止には困難が伴う。

図-1は漂流・漂着ゴミの発生過程を模式的に示したものである。漂流・漂着ゴミは陸域由来で発生するゴミ（以下、陸域由来ゴミ）と海域由来で発生するゴミ（以下、海域由来ゴミ）に大別される。陸域由来ゴミは生活系ゴミの路上でのポイ捨て、家電製品の不法投棄などの人為的要因、あるいは台風や洪水などの自然的要因により河川を介して海域に流出する。また、海域由来ゴミは船舶航行中のゴミの投棄や不適正な漁具管理などの人為的要因、あるいは強風・波浪などの自然的要因による漁具の流失等によって海域で発生する。さらに我が国に漂着するゴミの発生源は国内だけではない。JEANの集計した海岸調査の結果を見ると、特に我が国の東シナ海沿岸から日本海沿岸にかけては中国、韓国、台湾を発生源とするゴミが多く見られる¹⁾。

多種多様な発生源を有する漂流・漂着ゴミは我が国の全国各地で様々な被害をもたらしている。表-2に漂流・漂着ゴミによる具体的な被害例を示した。こうした被害が近年深刻化してきたことから我が国では2006年度に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を開催し、実効的な対策の検討を開始した。同時期に、国会議員の中でも漂流・漂着ゴミ問題への関心が高まり、2006年8月に自民党内に「漂流・漂着物対策特別委員会」が発足し、今後の対策について議論を重ねてきた。その

表-1 漂流・漂着ゴミの種類

種 類	主 要 品 目
生活系ゴミ	発砲スチロールの破片
	硬質プラスチックの破片
	タバコの吸い殻・フィルター
	プラスチックシートや袋の破片
	ふた・キャップ
	飲料用プラボトル
	飲料缶
	袋類（農業用以外）
	使い捨てライター
漁業系ゴミ	発砲スチロールの破片
	硬質プラスチックの破片
	ロープ・ひも
	ウキ・フロート・ブイ
	発砲スチロール製フロート
医療系ゴミ	注射器
自然系ゴミ	流木

出典：「クリーンアップキャンペーン 2008REPORT」¹⁾を参考に筆者作成

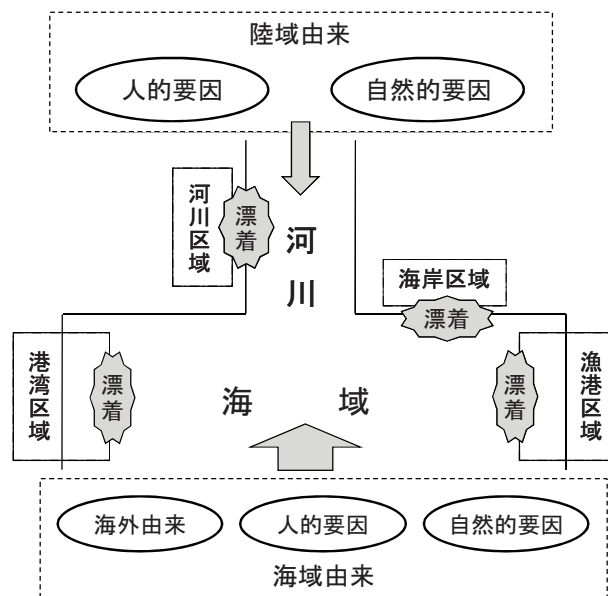


図-1 漂流・漂着ゴミの発生過程

結果、2009年7月8日に「海岸漂着物処理推進法」^{注2)}が議員立法として国会で成立し、同年7月15日に公布・施行された。漂流・漂着ゴミ問題に特化した新法が成立したことは当該問題の解決に向けた大きな一歩であり、今後更なる対策の推進が期待される。

しかし、新法以外にも漂流・漂着ゴミ問題に関連する従来の法令（以下、関連法令）が多く存在する。今後の対策を考えるにあたり、漂流・漂着ゴミ問題に係る法令

注1) 本報告における「漂着」の定義について断っておく。河川、港湾、漁港の管理区域には水域が含まれるため、そこに浮遊しているゴミ（以下、浮遊ゴミ）も「漂着」とみなすこととしている。

注2) 海岸漂着物処理推進法：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の略

表-2 漂流・漂着ゴミによる被害例

影響項目	具体的な被害例
海岸保全機能への影響	大量の漂着ゴミによる離岸堤や防波堤の消波機能の低下への懸念 ³⁾
海辺のレジャーへの影響	海辺にゴミが散乱することによる景観の悪化やレジャー客の怪我への危険性
港湾機能への影響	岸壁前面にゴミが浮遊することによる船の離着岸の阻害
船舶航行への影響	漂流ゴミとの衝突による船体の損傷やロープなどがスクリューに絡まることによる操船への支障
漁業活動への影響	漂流ゴミによる漁船や漁具の損傷
海洋生物への影響	プラスチック類のゴミを海洋生物が誤飲・誤食することによる生態系の破壊への懸念

出典：「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」²⁾を参考に筆者作成

を整理し、法体系の全体像を把握しておくことは非常に重要である。こうした全体像の把握には法令の焦点を分かり易い形でまとめたものが有用であると考えられるが、現時点ではそのような形でまとめられた資料はない。

そこで、本報告では漂流・漂着ゴミ問題の関連法令とこれに基づく現状の活動事例を平易な形で整理し（第2章～第3章）、最近成立した新法と比較する（第4章）ことで現状の法体系の全体像を把握することを目的とする。本報告の成果は今後の漂流・漂着ゴミ対策を考える上でその基礎資料として役立つことが期待できる。

2. 関連法令と活動事例の整理方法

漂流・漂着ゴミ問題の関連法令は既存の報告書⁴⁾や書籍⁵⁾で列举されている法令の他、「廃棄物」、「海岸」、「海洋」、「環境」などのキーワードから総務省が所管する法令データ提供システム⁶⁾を用いて収集した。他方で活動事例は主に国や地方公共団体、NGO/NPOのホームページ（HP）を参考にして関連法令との関連性に留意しながら次のとおり整理を行った。

関連法令及び活動事例の整理にあたり「ゴミを出さない」、「ゴミを減らす」といった2つの事項を基本概念とした。「ゴミを出さない」とは新たな漂流・漂着ゴミの発生を抑制することであり、それにはポイ捨てや不法投棄といった人為的要因を排除しなければならない。しかし、漂流・漂着ゴミは多種多様な発生源を有しており、人為的要因を排除するためには効果的な発生抑制対策を考える必要がある。

もう一方の基本概念である「ゴミを減らす」とは、既に漂流又は漂着しているゴミの量を減らすことを指す。

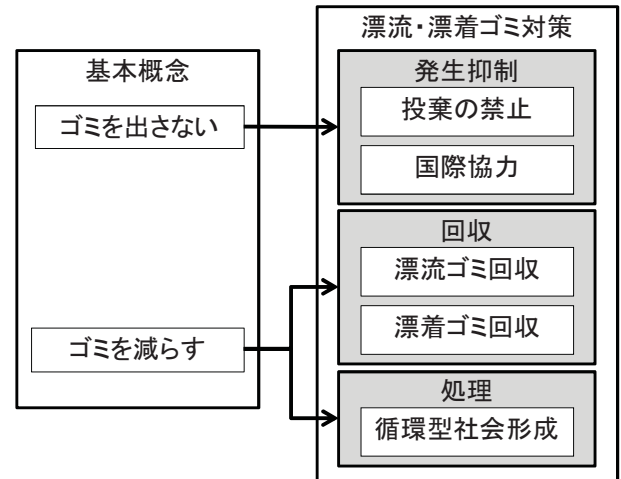


図-2 基本概念と漂流・漂着ゴミ対策

発生したゴミの多くは自然界で分解されないため、ゴミ量を減らすためには回収しなければならない。しかし、我が国は広大な海域と長い海岸線を有するため、漂流又は漂着しているゴミの回収には効率的な回収対策を考える必要がある。さらに回収したゴミは適正に処理されなければならないが、海水や表面の汚れにより焼却処理やリサイクルが困難であることが指摘されている⁷⁾。そこで漂流・漂着ゴミを適正に処理するための処理対策も考える必要がある。

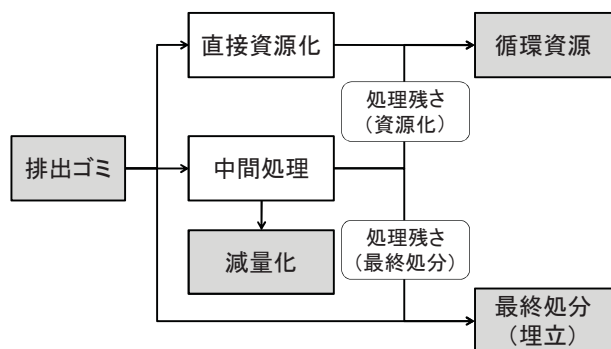
以上のことから、漂流・漂着ゴミ対策としては「発生抑制対策」、「回収対策」、「処理対策」の3種類が必要となる。そこで本報告では関連法令と活動事例をこの3つの対策に分類して整理する（図-2）。続いて対策毎の整理方法について説明する。

2.1 発生抑制対策

漂流・漂着ゴミの多くは自然界には存在しないゴミである。そのため、発生を抑制するにあたり、陸域や海域の発生源においてポイ捨てや不法投棄などの行為を規制しなければならない。したがって「投棄の禁止」が発生抑制対策の一つとして考えられる。また、漂流・漂着ゴミは国内を発生源とするものだけでなく、諸外国を発生源とするものも存在する。つまり漂流・漂着ゴミの発生を抑制するためには国際的な連携を確保する必要がある。このことから諸外国との「国際協力」もまた発生抑制対策の一つとして考えられる。以上、発生抑制対策では「投棄の禁止」と「国際協力」について関連法令と活動事例を整理する。

2.2 回収対策

漂流・漂着ゴミの回収方法としては海域に漂流してい



※「排出ゴミ量」＝「循環資源量」＋「減量化量」＋「最終処分量」
 出典：「平成20年度版環境・循環型社会白書」⁸⁾を参考に筆者が作成

図-3 循環型社会におけるゴミの処理フロー

るゴミを回収する方法と海岸等に漂着したゴミを回収する方法が考えられる。漂流ゴミの回収は、船体への衝突やスクルーへの絡まりなどの被害を減少させ、安全な船舶の航行に資する。また、漂着したゴミを回収することで、海辺の良好な景観を維持できる。したがって回収対策では「漂流ゴミの回収」と「漂着ゴミの回収」について関連法令と活動事例を整理する。

2.3 処理対策

我が国では従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直し、環境負荷の低減を目指した循環型社会を形成していくため、図-3のフローに従ってゴミを処理している。排出されたゴミは直接あるいは中間処理を行って資源化されるもの（循環資源）、中間処理により減量化されるもの（減量化）、直接最終処分されるもの（最終処分：埋立）に大別される⁸⁾。なお、中間処理とは、資源化及び減量化を目的とした中間処理施設^{注3)}で行われる処理である。漂流・漂着ゴミについてもこの処理フローに沿って適正に処理されるべきである。そこで処理対策では「循環型社会形成」について関連法令と活動事例を整理する。なお、次章以降示す法令の条文は付録を参照されたい。

3. 関連法令と活動事例の整理結果

3.1 発生抑制対策に係る関連法令と活動事例

発生抑制対策における関連法令及び活動事例の整理結果をそれぞれ表-3と表-4に示す。

(1) 関連法令

我が国では廃棄物処理法^{注4)}（第16条）によりゴミの投棄が禁止されている。この法令は法的効力の及ぶ区域が限定されていないことからゴミの投棄禁止の規範とも

表-3 関連法令の整理結果（発生抑制対策）

番号	法令名	条名	内容
発①	廃棄物処理法	第16条	投棄の禁止
発②	河川法施行令	第16条の4	河川区域での投棄の禁止
発③	海岸法	第8条の2	海岸保全区域での投棄の禁止
		第37条の6	一般公共海岸区域での投棄の禁止
発④	自然公園法	第30条	国立・国定公園での投棄の禁止
発⑤	条例(ちゅうら島環境美化条例)	第7条	投棄の禁止
		第9条	ゴミの散乱防止に関する基本方針
		第11条	環境に関する教育と学習
		第13条	管理者への助言と指導
発⑥	海防法	第10条	船舶からの投棄の禁止
		第18条	海洋施設や航空機からの投棄の禁止
協 国 力 際	発⑦ 環境基本法	第32条	地球環境保全の国際協力
	発⑧ 海洋基本法	第27条	海洋環境保全の国際協力

表-4 活動事例の整理結果（発生抑制対策）

	事例	内容	活動主体	活動根拠
投 棄 の 禁 止	意識啓発	パンフレット作成	環境省	発①
		一級河川ゴミマップ作成	国交省河川局	発①②
		パンフレット作成		発①②
		ポスター	地方公共団体 (沖縄県)	発⑤
	防止措置	バトロール		発⑤
国 際 協 力	国際協力の推進	NOWPAPの推進	外務省	発⑦
		TEMMの推進	環境省	発⑦
		海洋基本計画の推進	環境省	発⑧

※「活動根拠」は根拠となっている法令を示す。

いえる。一方、これに対し法的効力の及ぶ区域が限定される法令もある。例えば河川区域の土地^{注5)}では河川法施行令（第16条の4）、海岸保全区域^{注6)}では海岸法（第8条の2）、一般公共海岸区域^{注6)}では海岸法（第37条の6）、自然公園^{注7)}では自然公園法（第30条）が挙げられる。また、法的効力が地域に限定される法令として地方公共団体毎に制定する条例がある。環境省が所管する環境条例データベース⁹⁾を用いて環境美化やポイ捨て禁止に係る条例を検索したところ、少なくとも県単位では12の

注3) 中間処理施設：焼却施設その他、資源化施設、高速堆肥化施設、飼料化施設、メタン回収施設などがある⁸⁾。

注4) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略

注5) 河川区域の土地：河川法（第6条）で定義されている河川区域内の土地を指す。詳細は付録を参照されたい。

注6) 海岸保全区域、一般公共海岸区域：海岸法（第2条、第3条）で定義されている区域を指す。詳細は付録を参照されたい。

注7) 自然公園：国立公園、国定公園及び都道府県立公園を指し、自然公園法（第2条）で定義されている。詳細は付録を参照されたい。

条例，市町村単位では676の条例が存在することが分かった。ここではその中から沖縄県が制定する「ちゅら島環境美化条例」についてゴミの投棄禁止に関する規定を紹介する。空き缶やタバコの吸い殻等の投棄は沖縄県条例（第7条）で禁止されている。さらに地方公共団体の条例ではこうした禁止規定に加え，防止に関する規定も存在した。例えば，沖縄県条例では第9条，第11条，第13条が防止規定として挙げられる。第9条は空き缶・吸い殻等の散乱の防止に関する施策を推進するための基本方針を策定する規定であり，これに基づき策定された基本方針には環境美化意識の高揚に関する事項や環境美化に対する県内の推進体制に関する事項が定められている。また，第11条では県と市町村が連携して県民への環境の教育及び学習を推進すると規定している。第13条は沖縄県知事が必要に応じて後述する漂着地の管理者に対し，ゴミ投棄の防止措置を強化するよう助言及び指導ができると規定している。

以上のことから廃棄物処理法（第16条）などの法律及び政令はゴミの投棄に関する禁止規定だけであったが，地方公共団体の条例ではそれに加えゴミの投棄に関する防止規定も存在することがわかった。

また海域についてもゴミの投棄を禁止する法令が存在する。船舶から海域へのゴミの投棄は海防法^{注8)}（第10条）により禁止されている。また，海洋施設，航空機から海域へのゴミの投棄については同法（第18条）により禁止されている。

次に「国際協力」に関連する法令について述べる。地球環境保全に関する国際協力は環境基本法（第32条）の定めにより国際的な連携を確保しながら国が必要な措置を講ずることで推進される。また，海洋環境保全に関する国際協力は海洋基本法（第27条）の定めにより我が国が海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画し，国際社会における役割を積極的に果たすため，国が必要な措置を講ずることで推進される。

(2) 活動事例

国や地方公共団体では法令に基づき，国民や事業者に対しゴミの投棄に関する意識啓発を図るための活動を実施している。例えば，環境省は漂流・漂着ゴミの実情とそれによる影響，また漂流・漂着ゴミを減らすための行動をわかりやすく解説したパンフレットを作成し，HPで公開している¹⁰⁾。当該パンフレットはゴミの投棄に関する禁止規定を遵守させる効果があり，漂流・漂着ゴミに特化しているという意味で先駆的なものである。国土交通省では一級河川流域の不法投棄の状況やゴミの散乱状

況をまとめたゴミマップや河川へのゴミの投棄禁止を呼びかけるパンフレットを作成する¹¹⁾ことにより，河川法施行令に基づいた啓発活動を実施している。

地方公共団体でも個別に啓発活動を実施している。例えば，路上等で見かける不法投棄やポイ捨ての禁止に関するポスターは廃棄物処理法（第16条）や各条例に基づいて作成されている。また地方公共団体ではそれぞれの条例に基づいて「ポイ捨て」防止のためのパトロールを実施している。例えば，沖縄県ではちゅら島環境美化条例（第9条）で策定された基本方針に基づいたパトロールを行っている¹²⁾。

また「国際協力」においては国が国際協力を推進させるための予算措置を行っている。外務省では国連環境計画（UNEP）の地域海行動計画の1つである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への搬出金やICCに参加するための経費を計上している^{13), 14)}。また日本，中国，韓国の三カ国の環境大臣が地球規模の環境問題について話し合う場として日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）がある。この会合では2005年から漂流・漂着ゴミが議題となり，三カ国が協力・共同で取り組む必要性の認識を共有している¹⁵⁾。2000年以降，毎年のように日本海沿岸地域を中心に廃ポリタンクの大量漂着が確認されている。その多くはハングル文字表記のものであることからTEMMを通じて韓国政府に対し継続的に改善要請を行っている。こういった外務省や環境省の活動は環境基本法（第32条）に基づいた活動である。また環境省は海洋基本法（第27条）に基づき海洋基本計画推進経費を計上¹³⁾し，NOWPAPの下，日本海・黄海における海洋環境を保全するための国際的な取組を推進している。

3.2 回収対策に係る関連法令と活動事例

回収対策における関連法令及び活動事例の整理結果をそれぞれ表-5と表-6に示す。

(1) 関連法令

我が国は広大な排他的経済水域を有しており，領海と併せるとその面積は国土面積の約12倍にあたる約447万km²になる。この広大な排他的経済水域では国連海洋法条約^{注9)}（第56条）及び同条約（第192条）によりその管轄権を有する国が水域内の海洋環境の保護及び保全を図ることが義務付けられている。また，同水域は排他的経済

注8) 海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の略

注9) 国連海洋法条約：海洋法に関する国際連合条約の略

注10) 排他的経済水域法：排他的経済水域及び大陸棚に関する法律の略

表－5 関連法令の整理結果（回収対策）

番号	法令名	条名	内容
漂流 ゴミの 回収	回① 国連海洋法条約	第56条	排他的経済水域の管轄権
		第192条	海洋環境の保護・保全
	回② 排他的経済水域法	第3条	法令の適用
	回③ 海防法	第46条	科学的調査の実施
	回④ 海洋基本法	第18条	海洋環境の保全等
	回⑤ 地方整備局組織規則	第1条	地方整備局の管轄区域の特例
漂着 ゴミの 回収	回⑥ 河川法	第7条	河川管理者
		第9条	一級河川の管理
		第10条	二級河川の管理
	回⑦ 海岸法	第5条	海岸保全区域の管理者
		第37条の2	海岸保全区域の国の管理
		第37条の3	一般公共海岸区域の管理者
	回⑧ 港湾法	第2条	港湾管理者の定義
		第4条	港務局の設立
		第33条	地方公共団体の決定
	回⑨ 漁港漁場整備法	第25条	漁港管理者
	回⑩ 自然公園法	第9条	国立公園の管理
		第10条	国定公園の管理
		第37条	公園管理団体の指定
	回⑪ 廃棄物処理法	第5条	管理者による清潔の保持

水域法^{注10)}（第3条）より海洋環境の保護及び保全についての国内法令が適用される水域である。これらの法令から我が国の排他的経済水域は自国の国内法令に基づいて海洋環境の保護及び保全がなされるべき水域であると理解できる。

排他的経済水域内の海洋環境の保護及び保全に係る法令として海防法と海洋基本法がある。海防法（第46条）では海上保安庁長官及び気象庁長官が海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のための科学的調査を実施すると規定している。また、海洋基本法（第18条）では海洋環境

表－6 活動事例の整理結果（回収対策）

事例	内容	活動主体	活動根拠
漂流 ゴミの 回収	調査	海洋モニタリング調査	環境省
		海洋の健康診断	気象庁
		海洋汚染調査	海上保安庁
	回収	海洋環境整備事業	国交省港湾局
漂着 ゴミの 回収	管理者による回収	清掃活動	東京都
		港湾区域内の回収	東京湾内の港湾管理者
		漁港区域内の監視・回収	山形県
		ボランティアの募集	環境省
	民間による回収	グリーンワーカー事業	環境省
		美しいやまがたクリーンアップキャンペーン	美しい山形・最上川フォーラム
		国際海岸クリーンアップ	JEAN
	国の支援	重点海岸クリーンアップ	環境省
		海岸漂着危険物対応ガイドライン 海岸漂着危険物ハンドブック	国土交通省 農林水産省
		災害廃棄物処理事業補助金	環境省
		災害関連緊急大規模漂着 流木等処理対策事業	国土交通省 農林水産省

※「活動根拠」は根拠となっている法令を示す。

の保全等を海洋基本計画で定める施策の一つとしている。これらの法令以外に地方整備局組織規則（第1条）では国が海洋汚染の防除業務を行う海域を指定している。

漂流・漂着ゴミは河川区域、海岸区域、港湾区域、漁港区域など様々な土地（以下、漂着地）に漂着する（図－1参照）。一般的に漂着地では表－7に示すとおり、法令で管理者が指定されている。また管理者を指定する法令によると、主たる管理者以外も条件付きで管理者となる場合がある。例えば、一級河川の主たる管理は国土交通大臣が行うこととされているが、国が指定した区間に限り都道府県知事が管理者となり、さらに、国に指定された都道府県知事が指定した区間に限り政令指定都市の市長が管理者となることができる。法令で規定された漂着地の管理者は、廃棄物処理法（第5条）により管理す

表－7 漂着地の管理者と根拠法令

漂着地	管 理 者	国	都道府県	市町村	事業者	根拠法令
河川	一級河川	国土交通大臣	都道府県知事 （国が指定）	指定都市の長 （都道府県が指定）		河川法 （第7条、第9条）
	二級河川		都道府県知事	指定都市の長 （都道府県が指定）		河川法 （第7条、第10条）
海岸	海岸保全区域	主務大臣 （都道府県では困難）	都道府県知事	市町村長 （都道府県が指定）		海岸法 （第5条、第37条の2）
	一般公共海岸区域		都道府県知事	市町村長 （都道府県との協議）		海岸法 （第37条の3）
港湾	港湾区域		港務局			港湾法 （第2条、第4条、第33条）
漁港	第一種漁港		都道府県知事 （二市町村にまたぐ場合）	市町村長		漁港漁場整備法 （第25条）
	第一種漁港以外		都道府県知事			漁港漁場整備法 （第25条）
公園	国立公園	環境大臣			公園管理団体 （国が指定）	自然公園法 （第9条、第37条）
	国定公園		都道府県知事		公園管理団体 （都道府県が指定）	自然公園法 （第10条、第37条）

※グレーハッチは主たる管理者を示す

る土地の清潔を保持する努力をしなければならない。

(2) 活動事例

我が国が有する広大な排他的経済水域内においてすでに海洋環境の保護及び保全の義務に基づいた活動が実施されている。環境省では海面に漂流するプラスチック類等のゴミが沿岸から沖合に向かってどのように分布しているかを把握するため、海洋環境モニタリング調査を1998年から継続して実施している¹⁶⁾。また、気象庁と海上保安庁は海防法（第46条）の規定に基づいた調査を実施している。気象庁は海洋の健康診断の一環として北西太平洋における浮遊プラスチック類の平均的な分布とその長期的な変化を把握するため、海面浮遊汚染物質の観測を1977年から継続して実施している¹⁷⁾。海上保安庁では1972年から継続して日本周辺海域、東京湾等の主要湾域、廃棄物排出海域等において海水及び海底堆積物を採取し、石油、PCB、重金属等の分析を行っている¹⁸⁾。一方、国土交通省では地方整備局組織規則（第1条）で指定された一般海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海）において海洋環境整備事業の一環として漂流ゴミの除去を実施している。表－8に海洋環境整備事業の概要を示す。例えば、東京湾では海面清掃兼油回収船「べいくりん」を用いて港湾区域を除く一般海域の漂流ゴミを回収している¹⁹⁾。

「漂着ゴミの回収」は廃棄物処理法（第5条）で規定

される清潔の保持の努力義務に基づき、管理者が実施している。国立公園の管理者である環境省は瀬戸内海国立公園において美しい風景を保護するために「グリーンワーカー事業」により海岸清掃や不法投棄されたゴミの撤去活動を実施している²⁰⁾。また同省は全国の国立公園において美化清掃などの各種活動に協力するボランティアを募集し、国立公園の清掃を推進している²¹⁾。また東京都は河川管理者として管轄河川に浮遊しているゴミを清掃作業船で回収している²²⁾。また東京湾内における港湾管理者もまた清掃船を用いて浮遊ゴミの回収を実施している²³⁾。山形県は漁港管理者として漁港区域の定期的な監視を行い、浮遊ゴミの回収を実施している²⁴⁾。

管理者以外に住民ボランティア団体やNGO/NPOが主体となって実施する清掃活動も見られる。河川における具体的な活動事例としては美しい山形・最上川フォーラムが主催する「美しいやまがたクリーンアップキャンペーン」がある。同キャンペーンには参加者の制限がなく、3人以上であれば誰でも参加できるクリーンアップ活動である²⁵⁾。また、海岸ではJEANが主催するInternational Coastal Cleanup (ICC)がある。ICCは1986年にアメリカNGO「The Ocean Conservancy」が開始して以来、世界規模で実施されている海岸クリーンアップ活動であり、日本では1990年にJEANが初めて実施した。ICCは国を始め全国各地の地方公共団体などの様々な機関が参加して実施されている¹⁾。

表－8 海洋環境整備事業

船名	用途	回収海域	基地港	所管事務所	
				局名	事務所名
べいくりん	海面清掃兼油回収船	東京湾	横浜港	関東地方整備局	千葉港湾事務所
白龍	海面清掃兼油回収船	伊勢湾	名古屋港	中部地方整備局	名古屋港湾事務所
Dr.海洋	海面清掃兼油回収船	大阪湾	神戸港	近畿地方整備局	神戸港湾事務所
いこま	海面清掃船	播磨灘	神戸港	近畿地方整備局	神戸港湾事務所
はりま	海面清掃兼油回収船	紀伊水道 大阪湾	和歌山港	近畿地方整備局	和歌山港湾事務所
おんど2000	海面清掃船	広島湾 安芸灘	呉港	中国地方整備局	広島港湾・空港整備事務所
みずき	海面清掃船	紀伊水道 大阪湾	小松島港	四国地方整備局	小松島港湾・空港整備事務所
わしゅう	海面清掃兼油回収船	備讃瀬戸	坂出港	四国地方整備局	高松港湾・空港整備事務所
いしづち	海面清掃兼油回収船	燧灘(ひうちなだ) 安芸灘 伊予灘	松山港	四国地方整備局	松山港湾・空港整備事務所
がんりゅう	海面清掃兼油回収船	周防灘 響灘	北九州港	九州地方整備局	関門航路事務所
海輝	海面清掃船	有明海 八代海	熊本港	九州地方整備局	熊本港湾・空港整備事務所

また「漂着ゴミの回収」に関する国から地方公共団体への支援対策がある。環境省は「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」²⁶⁾を今年度実施している。当事業は海外由来ゴミの大量漂着で苦慮している海岸管理者を支援するため、全国の都道府県から募集を行い、13県25海岸を重点海岸として選定し、国が地域の関係者と協力して緊急的に海岸のクリーンアップを行うものである。また、漂着ゴミの中には使用済みの注射器、信号弾やガスボンベなど危険物が確認されており、回収する際に危険が伴う。このことから海岸を所管する国土交通省及び農林水産省では漂着ゴミ回収時の事故防止を図るとともに危険物発見時の対応方法についてとりまとめた「海岸漂着危険物対応ガイドライン」及び「海岸漂着危険物ハンドブック」を2009年6月に策定して海岸管理者に配布している。これらは国土交通省のホームページ²⁷⁾に掲載されており、管理者以外の住民ボランティア団体やNGO/NPOが行う清掃活動でも活用できるよう配慮されている。

以上までの他、財政的な支援として国土交通省及び農林水産省は「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を実施している¹³⁾。当事業は海岸保全区域内に自然災害又は海外由来による大規模なゴミの漂着が認められた場合、その回収・処理に要した費用の1/2を海岸管理者に補助するものである。一方、環境省では「災害廃棄物処理事業費補助金」により市町村に対して財政支援を実施している¹³⁾。これは海岸保全区域以外の一般公共海岸区域に災害等で漂着ゴミが大量に発生したと認められた場合に、回収・処理に要した費用の1/2を補助するものである。これら2つの財政支援は回収・処理に要した費用について補助することから回収対策の他、次節で示す処理対策に関する支援ともいえる。

3.3 処理対策に係る関連法令と活動事例

処理対策における関連法令及び活動事例の整理結果をそれぞれ表-9と表-10に示す。

(1) 関連法令

我が国では図-4に示す循環型社会を形成するため、廃棄物のうち有用なものは循環資源としてとらえ、できる限り廃棄物となることを抑制している。

生産及び消費・利用の過程では「廃棄物の抑制(リデュース)」が推進されている。これは循環型社会推進法(第5条)によるもので原材料を効率的に利用し、かつ製品等をなるべく長期間使用することにより、生産及び消費・使用の過程で廃棄物となることを抑制することを

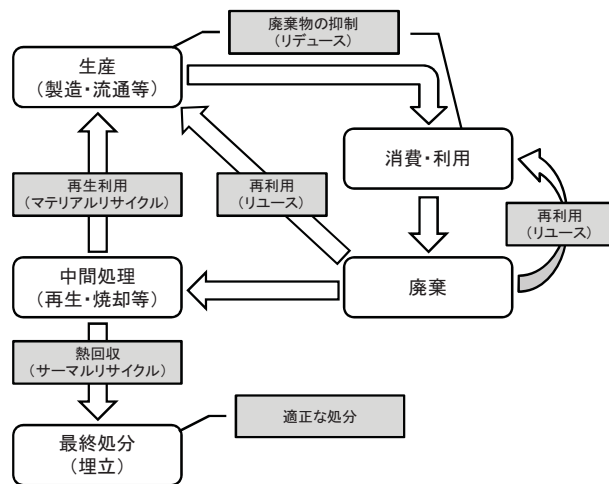
表-9 関連法令の整理結果(処理対策)

番号	法令名	条名	内容
循環型社会形成	処① 循環型社会形成推進基本法	第5条	廃棄物となることの抑制
		第6条	循環資源の利用及び処分
		第7条	循環資源の利用及び処分の基本原則
	処② 廃棄物処理法	第2条	廃棄物の定義
		第6条の2	市町村の処理
		第12条	事業者の処理
	処③ 廃棄物処理法施行令	第1条	特別管理一般廃棄物
		第2条	産業廃棄物
		第2条の4	特別管理産業廃棄物

表-10 活動事例の整理結果(処理対策)

事例	内容	活動主体	活動根拠
循環型社会形成	財政支援	循環型社会形成推進交付金	環境省
	漁場漂流・漂着物対策推進事業	農水省	処①
	競争的資金	循環型社会形成推進科学研究費補助金	環境省
	事業系一般廃棄物	市町村	処②③
	処理困難物	産業廃棄物処理業者	処②③

※「活動根拠」は根拠となっている法令を示す。



※ グレーハッチは循環型社会形成推進基本法に循環型社会形成の基本原則として規定されている事項を指す
 出典：「平成20年度版環境・循環型社会白書」⁸⁾を参考に筆者が作成

図-4 循環型社会のフロー図

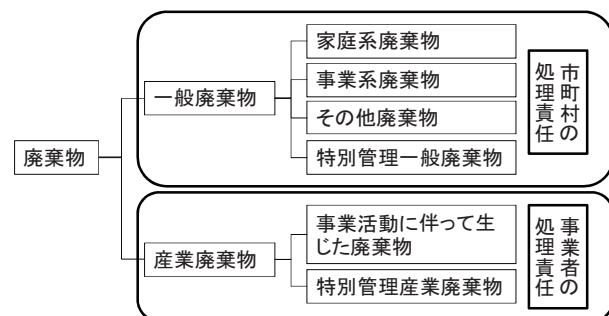
指す。

循環型社会では製品等が廃棄物となった場合は循環資源として循環的な利用を行わなければならないとされており、これは循環型社会推進法(第6条)及び同法(第7条)によるものである。循環的な利用とは「再利用(リユース)」、「再生利用(マテリアルリサイクル)」、「熱回収(サーマルリサイクル)」をいい、循環的な利用が行われない廃棄物は適正に処分しなければならない。リユ

ースは製品等を消費・利用し、廃棄されたものを再度利用する循環形態である。例えば、製品としてそのまま利用する場合、廃棄された家電製品を修理して再度利用する場合、利用可能な部品だけを取り出して別の家電製品に利用する場合がある。マテリアルリサイクルは廃棄された循環資源に中間処理を施し、別の製品の原材料として再度利用する循環形態である。例えば、ペットボトルは洗浄してペレット状に細かく砕くことで、衣類や文具などの製品の原材料として利用される。サーマルリサイクルは循環資源を中間処理し、その際に発生するエネルギーを利用する循環形態である。例えば、廃棄物を燃焼した際に発生する熱エネルギーを利用する場合がこれに当たる。

循環型社会形成推進法は我が国における廃棄物処理に係る社会を形成するための法令であるが、廃棄物の種類や処理責任は廃棄物処理法及びその政令で規定される。通常、排出されたゴミは廃棄物処理法（第2条）に基づき、図-5 のとおり一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類され、事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法施行令（第2条）により20種類が定められている。また、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などにより人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものは特別管理産業廃棄物とされ、廃棄物処理法施行令（第2条の4）により定められている。

一方、一般廃棄物は廃棄物処理法（第2条）で産業廃棄物以外の廃棄物と定義されており、さらに市町村毎に定める一般廃棄物処理計画によりその種類が細分されている。家庭系廃棄物は家庭内で生じた一般ゴミ及び粗大ゴミであり、事業系廃棄物は事業活動で生じた一般ゴミ及び粗大ゴミを指す。なお、し尿等はその他廃棄物に分類される。また、産業廃棄物と同様に、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などにより人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものは特別管理一般廃棄物とされ、廃棄物処理法施行令（第2条の4）により定められている。



出典：「平成20年度版環境・循環型社会白書」⁸⁾を参考に筆者が作成

図-5 廃棄物の種類

物とされ、廃棄物処理法施行令（第1条）により定められている。

図-5 に示すとおり一般廃棄物と産業廃棄物では処理責任を有する者が異なる。一般廃棄物は廃棄物処理法（第6条の2）により市町村が処理責任を負うのに対し、産業廃棄物は廃棄物処理法（第12条）により排出した事業者がその処理責任を負う。ここで廃棄物処理法に規定される「処理責任」の定義について触れておく。例えば産業廃棄物の場合、排出した事業者が廃棄物処理法施行令（第6条）で定める産業廃棄物処理基準に従い自ら処理、若しくは廃棄物処理業者に委託して処理する。つまり産業廃棄物の「処理責任」とは、排出した事業者が処理費用を負担して廃棄物を処理する責務を有することを意味する。この場合、処理主体は排出した事業者もしくは産業廃棄物処理業者である。一方、一般廃棄物についてはその処理責任を有する市町村が処理費用をすべて負担している。つまり一般廃棄物の処理主体は市町村のみであり、この点が産業廃棄物と異なる。

一般廃棄物の処理責任が市町村に課せられることは、漂流・漂着ゴミの処理対策上、大きな課題となっている。なぜなら漂流・漂着ゴミの多くは事業系一般廃棄物として分類される⁵⁾ため、市町村が一元的に処理しなければならないからである。このことは漂着地を管轄する市町村にとって大きな負担となっている。

(2) 活動事例

実際に環境省が実施した調査²⁸⁾によると、漂流・漂着ゴミの内、可燃ゴミや不燃ゴミは事業系一般廃棄物として市町村が処理し、市町村が受け入れることができない処理困難なゴミは、産業廃棄物処理業者に委託して処理している。例えば、タイヤ、リサイクル困難な家電製品、大規模な漁業系資材などがこれに当たる。

一方、離島など処理施設の整備が十分でない地域で回収された漂流・漂着ゴミは、別の地域に運搬して処理しているという実態²⁸⁾もある。そのため、環境省は市町村に対し漂流・漂着ゴミを含めた廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を「循環型社会形成推進交付金」¹³⁾により支援している。

このような循環型社会の形成に関する活動は、「3R」として知られており、国、地方公共団体又は民間団体により各種の取組がなされている。しかし、漂流・漂着ゴミは水分や塩分を含んでいるため、焼却及び循環的な利用が極めて困難である。例えば、本来再生利用されるペットボトルも漂流中に付着した異物が多く、再生利用することができない。しかしながら、近年ではこうした漂

	発生抑制対策	回収対策	処理対策
関連法令	投棄の禁止 ＜禁止規定＞ ・廃棄物処理法(16条) ・河川法施行令(16条-4) ・海岸法(8条-2,37条-6) ・自然公園法(30条) ・条例(沖縄県)(7条) ・海防法(10条,18条) ＜防止規定＞ ・条例(沖縄県)(9条,11条,13条) 国際協力 ＜地球環境保全＞ ・環境基本法(32条) ＜海洋環境保全＞ ・海洋基本法(27条)	漂流ゴミの回収 ＜排他的経済水域＞ ・国連海洋法条約(56条, 192条) ・排他的経済水域法(3条) ＜海洋環境の保全等＞ ・海防法(46条) ・海洋基本法(18条) ＜漂流物の除去＞ ・地方整備局組織規則(1条) 漂着ゴミの回収 ＜管理者の指定＞ ・河川法(7条,9条,10条) ・海岸法(5条,37条-2,37条-3) ・港湾法(2条,4条,33条) ・漁漁法(25条) ・自然公園法(9条,10条,37条) ＜清潔の保持＞ ・廃棄物処理法(5条)	循環型社会形成 ＜基本原則＞ ・循環型社会形成法(5条,6条,7条) ＜廃棄物の処理責任＞ ・廃棄物処理法(6条-2) ・廃棄物処理法(12条) ＜廃棄物の種類＞ ・廃棄物処理法(2条) ・廃棄物処理法施行令(1条,2条,2条-4)
活動事例	投棄の禁止 ・意識啓発(国, 地方) ・防止措置(地方) 国際協力 ・NOWPAPの推進(外) ・TEMMPの推進(環) ・海洋基本計画の推進(環)	漂流ゴミの回収 ・海洋環境調査(環, 気, 海) ・海洋環境整備事業(国) 漂着ゴミの回収 ・管理者による清掃活動 ・民間団体による清掃活動 ・国の支援(環)(国・農)	循環型社会形成 ・国の財政支援(環)(農) ・競争的資金(環) ・事業系一般廃棄物の処理 →市町村 ・処理困難物 →産業廃棄物処理業者

図-6 関連法令及び活動事例の整理結果

流・漂着ゴミの焼却やリサイクル技術の研究・開発が推進されている。

例えば、環境省は「循環型社会形成推進科学研究費補助金(競争的資金)」¹³⁾により流木や漁具等の塩分を含んだ漂着ゴミの効率的な処理・リサイクルシステムに係る研究・開発を推進している。例えば、齋藤²⁹⁾は海岸流木のリサイクルシステムに関する研究をこの補助金を利用して進めている。また、農林水産省は「漁場漂流・漂着物対策推進事業」¹³⁾により漁業系資材の漁網、発泡スチロール製フロート及びプラスチック製品の処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図っている。本事業は2007年度から開始し、2009年度も継続案件として実施されている。本事業成果に基づいた研究として鈴木³⁰⁾は漂流・漂着ゴミの処理について地域の実情に応じた減容の効率性と現状との処理費用の比較やリサイクルの可能性について検討した。

3.4 まとめ

前節までの整理結果を図-6にまとめた。その結果、現状の漂流・漂着ゴミ対策には4つの課題があることが明らかとなった。

- ① 廃棄物処理法では管理者による清潔の保持が努力義務として課せられていたため、結果的に漂着地の管理は管理者の裁量に委ねられていた。したがって、その管理が行き届いていない可能性がある。これは「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」のとりまとめでも指摘されている⁴⁾。
- ② 海洋環境の保護及び保全は国連海洋法条約により排他的経済水域内における義務となっており、我が国ではその義務を全うするため、同条約や海防法に基づいた海洋環境調査をこれまで実施してきた。しかし、漂流ゴミによる被害の減少や海洋環境の汚染を防除するためには、漂流ゴミを回収する必要があると考えられるが、現状そのような施策はない。したがって、排他的経済水域内の漂流ゴミを積極的に回収する新たな

な施策を考える必要がある。

- ③ 漂着ゴミの回収については、管理者による清掃活動の他、住民ボランティア団体や NGO/NPO による活動が大きな役割を演じてきた。こうした活動は法令上の義務もなく、あくまでゴミ問題に関心の高い地域住民や NGO/NPO によるものである。しかし、近年では高齢化や過疎化が進んだ一部の地域や離島ではこうした活動が事実上不可能になってきている³¹⁾。したがって、こうした活動を行政が支援する仕組みが必要である。
- ④ 廃棄物処理法により一般廃棄物の処理責任は市町村が有するため、事業系一般廃棄物に区分される漂流・漂着ゴミの処理は市町村が主体となる。しかし、このことは国外や他の地域で発生したゴミも漂着地の市町村が処理することを意味し、財政基盤の弱い市町村にとってその処理費用が多大な負担となっている。したがって漂流・漂着ゴミの被害が著しい市町村に対しての支援措置が必要である。

4. 海岸漂着物処理推進法と関連法令との比較

4.1 海岸漂着物処理推進法の整理

海岸漂着物処理推進法(以下、新法)と関連法令を比較するため、新法についても「発生抑制対策」、「回収対策」、「処理対策」の3つの観点から整理する。なお、ここで示す条文番号は特に断らない限り新法のものとする。

(1) 発生抑制対策

発生抑制対策のうち、まず「投棄の禁止」について整理する。第23条は国及び地方公共団体がゴミの投棄を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定している。さらに国及び地方公共団体は管理者が行う土地の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならないと第24条に規定されている。このことから新法により国及び地方公共団体はゴミの投棄に関する防除措置や管理者への助言及び指導を行うことが可能になったといえる。

一方「国際協力」については海外由来ゴミにより地域の環境保全に支障が生じた場合、外務大臣が関係行政機関と連携して、外交上適切に対応することが第21条に規定されている。

(2) 回収対策

新法は海岸の漂着ゴミの対策を推進する法令であるた

め、回収対策のうち「漂流ゴミの回収」に関する規定はないが、「漂着ゴミの回収」に関して新たな規定がある。

第 17 条では海岸の管理者が管理する土地の清潔の保持に必要な措置を講じなければならないと規定し、管理者による清潔の保持が義務化された。さらに関係機関との協力に関する条文も新たに規定されている。第 18 条では漂着ゴミにより市民の生活等に支障が生じた場合、市町村は管轄する海岸管理者に対し回収措置の要請が可能となった。第 19 条では海岸の漂着ゴミが他の都道府県から排出されたものであることが明らかである場合、漂着地を管轄する都道府県知事は排出した県に対してその回収の協力を求めることができると規定している。第 20 条では漂着ゴミによる被害が著しい地域の都道府県知事は環境大臣やその他の関係機関の長に対し、漂着ゴミの回収について協力を求めることができると規定している。

また、第 29 条では海外及び他の地域から流出した大量のゴミの漂着が認められた場合、政府はその漂着地の地方公共団体に対し漂着ゴミの回収に要する経費について、特別の配慮をすると規定している。さらに同条では民間の団体等の活動の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うように努めることも規定している。

(3) 処理対策

新法では本報告の第 2 章で定義した回収と処理を一体的に捕らえ海岸漂着物の処理としている。そのため、前項の回収対策で挙げた新法の規定と重複するものもある。例えば、漂着地の都道府県知事は第 19 条及び第 20 条の規定により他の都道府県や国に対し、回収の他、処理の協力も要請できる。また、第 29 条の規定により政府は大量のゴミが漂着した地域の地方公共団体に対し漂着ゴミの処理に要する経費についても特別の配慮をする必要がある。

上記の他、循環型社会を形成するため、国が海岸の漂着ゴミの効率的な処理、再生利用等に関する技術開発、調査研究等の推進に努めなければならないことが第 28 条に規定されている。

4.2 発生抑制対策における新法と関連法令との比較

関連法令のうち法律及び政令には、ゴミをみだりに捨ててはならないという禁止規定しかなかった。ただし、地方公共団体の条例にはゴミの投棄を防止する規定があり、それに基づき、先駆的な活動が実施されるところもあった。これに対し新法では、国及び地方公共団体がゴ

ミの投棄の防止措置を講じる規定が追加された。これは条例の規定が法律の規定に格上げされたことを意味し、これまで法的効力が地域に限定されていたが、新法の成立によりゴミの投棄防止に関する法的効力が拡大されたと考えられる。したがって本報告で整理した活動事例において国及び地方公共団体はパンフレットやポスターで意識啓発に努めていたが、今後は全国的なパトロールの実施やゴミの散乱が著しい場所へのゴミ箱の設置等による防止措置が強化されることが考えられる。

また新法では国及び地方公共団体は管理者の管理する土地から海域へゴミが流出しないよう、助言と指導に努めるとしているが、従来の法律や政令にはこうした事項は規定されていなかった。しかし、条例では県知事や市町村長が管理者に対して助言と指導に努めるとしており、先程と同様にこの規定が新法に反映される形となったと考えられる。これにより全国的に管理者の管理レベルが向上することが期待でき、管理者の管理する土地から海域へのゴミの流出を減少させる効果があると考えられる。

国際協力に関してはこれまで地球環境保全や海洋環境に関する国際協力の推進のため、国が必要な措置を講じるとしており、省庁間の役割が明確でなかった。これに対し、新法では外務大臣が関係行政機関等と連携して外交上の対応を行うと規定されており、役割分担が明確化されたといえる。これにより今後大規模な海外由来ゴミが我が国で発生した際、起源地の国に対する原因追及、改善措置の要請を行う主体がより明確になった。

4.3 回収対策における新法と関連法令との比較

新法には「漂流ゴミの回収」に関する規定はない。しかし、海洋環境の保全上、「漂流ゴミの回収」もまた回収対策として必要である。また「漂流ゴミの回収」は多くの人手を要する「漂着ゴミの回収」に比べ、効率かつ効果的にゴミを回収することできると考えられる。したがって「漂流ゴミの回収」が今後の取り組みとして重要な課題である。

一方、「漂着ゴミの回収」については、これまでは廃棄物処理法に基づいた管理者による清潔の保持を努力義務としていた。そのため、清潔の保持は管理者の裁量に委ねられていた。これは関連法令の課題として挙げた(3.4(1)参照)ものであるが、新法では管理者の義務となった。これにより管理者による「漂着ゴミの回収」が推進されることが期待できる。

しかし、一方で問題はある。それは回収に必要な費用の負担である。清潔の保持が義務化されたことにより、漂着地の管理者の費用負担はさらに増大することになる。

そのため、管理者の管理予算の増強や国からの恒常的な財政支援が必要になると考えられる。既に海岸保全区域については国土交通省及び農林水産省が、一般公共海岸区域については環境省が財政支援を行う制度があるが、これは災害等に起因したものに限られるため、恒常的とはいえない。新法では政府が被害の著しい地方公共団体に対して財政上の特別な措置を講じるとしているため、今後はこの法令により管理者に対しての適切な財政支援が強化されることが考えられる。

これまでの漂着ゴミの回収には住民ボランティア団体やNGO/NPOが大きく寄与していた。しかし、こうした活動も一部の地域や離島において高齢化や過疎化により限界がきている(3.4(3)参照)。これについて新法では政府が民間団体に対して財政上の配慮に努めるとしており、今後民間団体は政府に対して要望することで財政的な支援が受けられる可能性が出てきた。

4.4 処理対策における新法と関連法令との比較

市町村は海外及び他の地域から発生したゴミも処理しなければならないため、多大な負担を強いられてきた。これに対し、新法では他の地域から発生したと認められるゴミの処理について漂着地の知事から発生地の知事に対し協力を求めることができるようになった。この規定は漂流・漂着ゴミの処理に苦慮する市町村への配慮と理解できる。しかし、漂流・漂着ゴミは漂流中の劣化や多様な発生源を有するため、発生地の都道府県を特定するのは極めて困難である。したがってこの規定による市町村の負担軽減の効果には現時点で不明な点が残されている。

また、回収対策と同様に新法では政府が被害の著しい地方公共団体に対して財政上の措置について特別の配慮をするとしている。したがって海外由来ゴミの漂着が多く見られた東シナ海沿岸や日本海沿岸の市町村では、漂着ゴミの処理について政府から財政支援を受けられる可能性がある。

5. 結論

本報告では漂流・漂着ゴミ問題に係る法体系の全体像を把握することを目的として、漂流・漂着ゴミ問題の関連法令と活動事例を「発生抑制対策」、「回収対策」、「処理対策」の3つの観点から分類・整理した。またその整理結果を踏まえ、2009年7月に施行された新法と関連法令を比較し、以下の結論を得た。

① 発生抑制対策では、従来、条例にしかゴミの投棄に関

する防止措置の規定がなかったが、新法により国及び地方公共団体が防止措置を講じることが努力義務とされたことで法的効力が拡大された。これにより今後、国や地方公共団体が行うゴミの投棄防止に関する施策が強化されると考えられる。また、新法では国及び地方公共団体が管理者に対して助言及び指導に努めるとしているため、今後管理者の管理レベルが向上し、管理する土地から海域へのゴミの流出を減少させる効果が期待できる。

- ② 回収対策では、漂流ゴミの回収が今後の重要な課題である。漂着ゴミの回収では従来清潔の保持が管理者の裁量に委ねられていたが、新法の成立により、それが義務化された。一方、この義務化に伴って管理予算の増強や国による恒常的な財政支援が必要になるといった問題がある。また、これまで自主的に活動を実施してきた住民ボランティアやNGO/NPOについては、政府からの財政的な支援が受けられるようになった。
- ③ 処理対策では、関連法令による処理責任に基づき、他の地域や海外からの発生したゴミも事業系一般廃棄物として漂着地の市町村が処理してきた。そのため、漂着地の市町村は多大な負担が強いられていたが、新法では発生地の都道府県に対し発生責任を負わせることで円滑な処理を推進しようとしている。しかし、漂流・漂着ゴミの発生地の都道府県を特定することは困難であるため、発生責任を負わせることによる市町村の負担軽減の効果には不明な点が残されている。また海外由来ゴミについてはこれまで大量漂着でその処理に苦慮していた市町村は政府から特別な財政支援が受けられることで処理負担の軽減が期待できる。

6. おわりに

本報告では海岸漂着物処理推進法の制定を受け、今後更なる対策が期待される漂流・漂着ゴミ問題について関連する法令と活動事例を整理し、その結果を踏まえ今後の対策について考察を行った。

本報告での考察は法令を主観的に解釈して得られたものであり、所管省庁が実施する施策とは齟齬が生じる可能性がある。したがって今後、具体的な漂流・漂着ゴミ対策を検討する際には本報告で示した法令の解釈について所管省庁に確認していくことが必要であると考えている。

また、本報告では取り上げることが出来なかった法令もある。例えば、著しい被害や対策が困難な離島を配慮して離島振興法に基づいて策定される離島振興計画では

漂流・漂着ゴミの対策を課題としている³²⁾。したがって今後の対策にはこうした法令も配慮する必要があると考える。

(2009年 8月31日受付)

謝辞

本研究の一部は、環境省の地球環境研究総合推進費（地球環境問題対応型研究領域D-071, H19-21）の支援を受けて行われている。

参考文献

- 1) JEAN/クリーンアップ全国事務局：クリーンアップキャンペーン2008REPORT, 2008, pp. 39-54
- 2) 農林水産省農村振興局, 農林水産省水産庁, 国土交通省河川局, 国土交通省港湾局：海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書, 平成18年度社会資本整備事業調整費, 2007年, pp. 4-34-4-53
- 3) 増岡宗朗・児玉好史・田村英記・柴多哲郎：海岸における漂着ゴミ対策方針について, リバーフロント研究所報告, 第18号, 2007年9月, pp. 231-239
- 4) 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議：漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ, 2008年3月
- 5) 小島あずさ・眞淳平：海ゴミー拡大する地球環境汚染, 1996年, 中公新書, pp. 166-181
- 6) 総務省：法令データ提供システム, <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
- 7) 兼広春之・藤枝繁：海の漂着ごみ。市民がつくるごみ読本C&G, No. 9, 2005年, pp. 42-47
- 8) 環境省：平成20年度版環境・循環型社会白書, 全国官報販売協同組合, 2008年, pp. 167-240
- 9) 環境省所管HP：知恵の環 地域環境行政支援情報システム（環境条例データベース）, <http://www.env.go.jp/policy/chie-no-wa/ordi/index.php>
- 10) 環境省所管HP：http://www.env.go.jp/earth/marine_litter/pamph1/pamph_a4.pdf
- 11) 国土交通省所管HP：http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kankyo/kankyogomimap/index.html
- 12) 沖縄県HP：<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=12124&page=1>
- 13) 総合海洋政策本部HP：海洋関連予算等について, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sisakunituite.html>
- 14) 外務省HP：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k>

ankyō/index.html

- 15) 日中韓三ヵ国環境大臣会合 (TEMM) HP: http://www.env.go.jp/earth/coop/temm/introduction_j.html
- 16) 環境省HP: 海洋環境モニタリング調査, <http://www.env.go.jp/earth/kaiyo/monitoring.html>
- 17) 気象庁HP: 海洋の健康診断, <http://www.data.kishou.go.jp/kaiyou/shindan/>
- 18) 海上保安庁HP: 海洋汚染調査, <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/OSEN/gaiyo/osen.html>
- 19) 国土交通省 千葉港湾事務所HP: 海洋環境整備事業, <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/chiba/bay.htm>
- 20) 環境省: 瀬戸内海国立公園のグリーンワーカー事業, <http://www.env.go.jp/park/setonaikai/effort/gw.html>
- 21) 環境省: 国立公園パークボランティアの募集, <http://www.env.go.jp/nature/park/volunteer.html>
- 22) 東京都HP: http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/tytyub/tyubou04_dourokasen/020kasen.htm
- 23) 国土交通省関東地方整備局HP: 東京湾クリーンアップ大作戦, http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/clean_up/index.html
- 24) 山形県: 山形の水産, 2009年
- 25) 美しい山形・最上川フォーラムHP: <http://www.mogamigawa.gr.jp/>
- 26) 環境省: 漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業, http://www.env.go.jp/earth/marine_litter/index.html
- 27) 国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html
- 28) 環境省: 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査統括検討会報告書, 2009年, pp. I-106-I-131
- 29) 斎藤直人: 海岸流木のリサイクルに向けたシステム提案 (漂着ゴミ問題解決に関する研究), 廃棄物処理等科学研究費補助金, 2008年-2010年 (継続中), http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/h20/kagaku.html#2053
- 30) 鈴木覚・磯部雅彦・吉田儀弘・福田賢吾・藤田伸也・齋藤正幸: 漂流・漂着ゴミの処理・処分の費用分析に関する研究, 海洋開発論文集, 第24巻, 2008年7月, pp. 1183-1187
- 31) 小島あずさ・眞淳平: 海ゴミー拡大する地球環境汚染, 1996年, 中公新書, pp. iv-v
- 32) 国土交通省, 総務省, 農林水産省: 離島振興計画の進捗状況の取りまとめ, 2007年9月

付 録 A

目 次

1. 法律、政令（５０音順）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月15日法律 第82号）

- 第十七条 : 処理の責任等
- 第十八条 : 市町村の要請
- 第十九条 : 他の都道府県知事への協力の求め等
- 第二十条 : 関係行政機関の長への協力の求め
- 第二十一条 : 外交上の適切な対応
- 第二十三条 : ごみ等を捨てる行為の防止
- 第二十四条 : 土地の適正な管理に関する助言及び指導等
- 第二十八条 : 技術開発, 調査研究等の推進等
- 第二十九条 : 財政上の措置

海岸法（昭和31年5月12日法律 第101号）

- 第二条 : 定義
- 第三条 : 海岸保全区域の指定
- 第五条 : 海岸保全区域に関する管理
- 第八条の二 : 海岸保全区域における行為の禁止
- 第三十七条の二 : 主務大臣による管理
- 第三十七条の三 : 一般公共海岸区域に関する管理
- 第三十七条の六 : 一般公共海岸区域における行為の禁止

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律 第136号）

- 第十条 : 船舶からの廃棄物の排出の禁止
- 第十八条 : 海洋施設及び航空機からの油, 有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止
- 第四十六条 : 水路業務及び気象業務の成果の活用等

海洋基本法（平成19年4月27日法律 第33号）

- 第十八条 : 海洋環境の保全等
- 第二十七条 : 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

河川法（昭和39年7月10日法律 第167号）

- 第六条 : 河川区域
- 第七条 : 河川管理者
- 第九条 : 一級河川の管理
- 第十条 : 二級河川の管理

河川法 施行令（昭和40年2月11日政令 第14号）

- 第十六の四 : 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止

環境基本法（平成5年11月19日法律 第91号）

- 第三十二条 : 地球環境保全等に関する国際協力等

漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律 第137号）

- 第二十五条 : 漁港管理者の決定

港湾法（昭和 25 年 5 月 31 日法律 第 218 号）

第二条 : 定義

第四条 : 港務局の設立等

第三十三条 : 港湾管理者としての地方公共団体の決定等

自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律 第 161 号）

第二条 : 定義

第九条 : 国立公園の公園事業の執行

第十条 : 国定公園の公園事業の執行

第三十条 : 利用のための規制

第三十七条 : 公園管理団体の指定

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日法律 第 110 号）

第五条 : 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制

第六条 : 循環資源の循環的な利用及び処分

第七条 : 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則

地方整備局組織規則（（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省令 第 21 号））

第一条 : 地方整備局の管轄区域の特例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 第 137 号）

第二条 : 定義

第五条 : 清潔の保持

第六条の二 : 市町村の処理等

第十二条 : 事業者の処理

第十六条 : 投棄の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令 第 300 号）

第一条 : 特別管理一般廃棄物

第二条 : 産業廃棄物

第二条の四 : 特別管理産業廃棄物

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律 第 74 号）

第三条 : 我が国の法令の適用

2. 条約

海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年 7 月 12 日条約 第 6 号）

第五十六条 : 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

第百九十二条 : 海洋環境の保護及び保全に関する一般的義務

3. 条例

ちゅら島環境美化条例（平成 14 年 3 月 30 日沖縄県条例 第 13 号）

第七条 : 投棄の禁止

第九条 : 基本方針

第十一条 : 環境教育及び学習の推進

第十三条 : 助言又は指導

注) 以下の条文の下線部は論文中で参考とした箇所を指す。

1. 法律、政令

・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月15日法律 第82号）

（処理の責任等）

第十七条

海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

（市町村の要請）

第十八条

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（他の都道府県知事への協力の求め等）

第十九条

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

（関係行政機関の長への協力の求め）

第二十条

都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができ

る。

（外交上の適切な対応）

第二十一条

外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

（ごみ等を捨てる行為の防止）

第二十三条

国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（土地の適正な管理に関する助言及び指導等）

第二十四条

国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

（技術開発、調査研究等の推進等）

第二十八条

国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（財政上の措置）

第二十九条

政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配

慮を行うよう努めるものとする。

・海岸法（昭和31年5月12日法律 第101号）

（定義）

第二条

この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

（海岸保全区域の指定）

第三条

都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第二十五条の二の規定によ

り都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（海岸保全区域に関する管理）

第五条

海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したもののについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基づきその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6 市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めると

ころにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。

7 都道府県知事は、第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

8 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

9 市町村長は、第六項の規定により協議して海岸保全区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

10 第二項に規定する指定並びに第四項及び第六項に規定する協議は、前二項の公示によつてその効力を生ずる。

（海岸保全区域における行為の禁止）

第八条の二

何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（第十六条及び第三十一条において「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。

二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

（主務大臣による管理）

第三十七条の二

国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

2 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により指定された海岸に係る第三条の規定による海岸保全区域の指定又は廃止は、主務大臣が行うものとする。

4 第一項の海岸保全区域を管理するために要する費用は、第二十五条の規定にかかわらず、国が負担するものとする。

5 第一項の規定により主務大臣が海岸保全区域の管理を行う場合における第三条第四項、第三十二条第一項、第三十三条第二項及び第三十六条の規定の適用については、第三条第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十二条第一項及び第三十六条中「当該海岸管理者の属する地方公共団体」とあるのは「国」と、第三十三条第二項中「海岸管理者の属する地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（一般公共海岸区域に関する管理）

第三十七条の三

一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域（以下この条及び第四十条において「特定区域」という。）に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長（以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。）が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事（前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあつては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者）との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行うことができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第二項の規定により協議して区域を定めるとき、又は前項の規定により協議して一般公共海岸区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

5 第二項及び第三項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（一般公共海岸区域における行為の禁止）

第三十七条の六

何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。

二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして

主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律 第 136 号）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条

何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。

（第一号 ～ 第八号 省略）

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）

第十八条

何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第五号において「油等」という。）を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

（第一号 ～ 第二号 省略）

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

（第一号 ～ 第四号 省略）

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

（第一号 ～ 第二号 省略）

4 第四条第四項及び第五項の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする航空機からの油の排出について準用する。

（水路業務及び気象業務の成果の活用等）

第四十六条

海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のために活用するとともに、これらの業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施するものとする。

・海洋基本法（平成 19 年 4 月 27 日法律 第 33 号）

（海洋環境の保全等）

第十八条

国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

第二十七条

国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

・河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律 第 167 号）

（河川区域）

第六条

この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天

然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

3 河川管理者は、第一項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯(堤外の土地にあるものを除く。)の敷地である土地の区域(以下単に「樹林帯区域」という。)については、その区域を指定しなければならない。

4 河川管理者は、第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川管理者は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百七十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 河川管理者は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十条若しくは第三十条の二の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣(都道府県知事が同法第二十五条の二の規定に基づき指定した保安林又は同法第三十条の二の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事)に協議しなければならない。

(河川管理者)

第七条

この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

(一級河川の管理)

第九条

一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二級河川の管理)

第十条

二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

・河川法施行令（昭和40年2月11日政令 第14号）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
- 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
- 三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

・環境基本法（平成5年11月19日法律 第91号）

（地球環境保全等に関する国際協力等）

第三十二条

国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの（以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。）に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

・漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律 第137号）

（漁港管理者の決定）

第二十五条

次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

- 一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるものの 当該漁港の所在地の市町村
- 二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県
- 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

2 前項の規定にかかわらず、漁港の所在地の地方公共団体は、水産政策審議会の議を経て農林水産省令で定める基準に従い、協議して、当該地方公共団体のうち一の地方公共団体を当該漁港の漁港管理者として選定し、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出ることができる。これを変更しようとするときも、同様である。

3 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の規定により選定された漁港管理者を告示する。

・港湾法（昭和25年5月31日法律 第218号）

（定義）

第二条

この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。

4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

（第一号 ～ 第十四号 省略）

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨

港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう。

8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下単に「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のため泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。

（港務局の設立等）

第四条

現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、水域施設及び外郭施設の全部又は大部分を維持管理している港湾においては、その者が関係地方公共団体のいずれかに港務局の設立を求めた場合を除きこれを適用しない。

3 港務局の設立を発起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、単独で又は共同して港務局を設立しようとする旨、予定港湾区域及び他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、他の関係地方公共団体より意見の申出があつたときは、これと協議しなければならない。但し、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 重要港湾については国土交通大臣

二 地方港湾であつて都道府県が港務局の設立に加わっているものについては国土交通大臣

三 前二号以外の港湾については予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川区域又は海岸法（昭和

三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される海岸保全区域について、前項の認可をしようとするときは、港湾区域について当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議しなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなければ、第四項の認可をすることができない。但し、同法に基づく港の区域の定のある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができる。

7 第三項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第二号中「港務局の設立に加わっているもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替えるものとする。

8 前項の申出には、協議のてん末及び関係地方公共団体の意見を附さなければならない。

9 第七項の申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ、重要港湾については総務大臣に協議して調停する。

10 都道府県知事が、第四項の処分をしたとき又は前項の調停をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（港湾管理者としての地方公共団体の決定等）

第三十三条

関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

2 第四条第二項から第十項までの規定は、前項の場合に、同条第四項から第六項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合に、第九条第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域又はその変更について認可を受けた場合に準用する。この場合において、第四条第三項中「港務局の設立を発起する関係地方公共団体」とあるのは「単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者としての地方自治法第二百八十四条第二項

若しくは第三項の地方公共団体の設立を発起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。

・自然公園法（昭和32年6月1日法律 第161号）

（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。第二章第四節及び第六十一条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第五十九条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

（国立公園の公園事業の執行）

第九条

国立公園に関する公園事業は、国が執行する。

- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境大臣の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

（国定公園の公園事業の執行）

第十条

国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

- 2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

（利用のための規制）

第三十条

国立公園又は国定公園の特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でごみ引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海中公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（公園管理団体の指定）

第三十七条

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

・循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律 第110号）

（原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制）

第五条

原材料、製品等については、これが循環資源となつた場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利

用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分)

第六条

循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第七条

循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

・地方整備局組織規則(平成13年1月6日国土交通省令 第21号)

(地方整備局の管轄区域の特例)

第一条

別表第一の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するものとする。

2 航路の整備、保全及び管理に関する事務に関しては、別表第二の上欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる開発保全航路(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第八項に規定する開発保全航路をいう。以下同じ。)の区域を管轄するものとする。

3 国が行う海洋汚染の防除に関する業務に関する事務(以下「海

洋汚染防除業務」という。)に関しては、別表第三の上欄に掲げる地方整備局が、それぞれ同表の下欄に掲げる海面の区域を管轄するものとする。(表-A.1 参照)

4 海洋汚染防除業務のうち油の除去に関する業務に関しては、前項の規定にかかわらず、近畿地方整備局が、兵庫県淡路島江井崎から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面の区域を管轄するものとする。

5 国土交通大臣は、前三項の規定にかかわらず、海洋汚染防除業務その他の事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方整備局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

(定義)

第二条

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入境する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

表一A.1 地方整備局組織規則 別表第三

地方整備局	海面
関東地方整備局	千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北陸地方整備局	福井県正面崎東端から三四八度三一分四七、六〇、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五七度〇三分四五、九二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五度三一分一三、四〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五四度〇二分四一、四二、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五度二〇分二四、九四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度二九分二八、一一六、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度三三分〇五、四一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七五度一〇分〇一、六六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山形県鼠ヶ関灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
中部地方整備局	愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から一八〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同地点から同県松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
近畿地方整備局	和歌山県瀬戸崎から徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線、同島江井崎から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から岡山県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から同県真尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
中国地方整備局	広島県阿伏兎観音から同県田島馬場崎まで引いた線、同島最西端から同県横島最東端まで引いた線、同島小脇ノ鼻から同県因島白滝鼻まで引いた線、同島奥山三角点から同県生口島俵石鼻まで引いた線、同島婿戻ノ鼻から愛媛県大三島多々羅崎まで引いた線、同島コー崎から同県柏島最東端まで引いた線、同島最西端から同県大下島ナブチ鼻まで引いた線、同地点から同県小大下島明神鼻まで引いた線、同島最西端から同県岡村島最東端まで引いた線、同島観音崎から広島県大崎下島蒲野鼻まで引いた線、同島大浜奥三角点から同県斎島最東端まで引いた線、同島最西端から愛媛県安居島最東端まで引いた線、同島最西端から同県中島歌崎まで引いた線、同島鷺ノ鼻から同県怒和島風切鼻まで引いた線、同島アカジワ崎から同県津和地島最東端まで引いた線、同島苅藻鼻から山口県諸島最北端まで引いた線、同島最南端から同県片島トクリ鼻まで引いた線、同地点から同県小水無瀬島最東端まで引いた線、同島最西端から愛媛県佐田岬灯台から〇度二七、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県長島最西端まで引いた線、同島最東端から同県千葉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
四国地方整備局	徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線、兵庫県淡路島江井崎から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から岡山県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から同県真尾鼻まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から〇度二七、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県小水無瀬島最西端まで引いた線、同島最東端から同県片島トクリ鼻まで引いた線、同地点から同県諸島最南端まで引いた線、同島最北端から愛媛県津和地島苅藻鼻まで引いた線、同島最東端から同県怒和島アカジワ崎まで引いた線、同島風切鼻から同県中島鷺ノ鼻まで引いた線、同島歌崎から同県安居島最西端まで引いた線、同島最東端から広島県斎島最西端まで引いた線、同島最東端から同県大崎下島大浜奥三角点まで引いた線、同島蒲野鼻から愛媛県岡村島観音崎まで引いた線、同島最東端から同県小大下島最西端まで引いた線、同島明神鼻から同県大下島ナブチ鼻まで引いた線、同地点から同県柏島最西端まで引いた線、同島最東端から同県大三島コー崎まで引いた線、同島多々羅崎から広島県生口島婿戻ノ鼻まで引いた線、同島俵石鼻から同県因島奥山三角点まで引いた線、同島白滝鼻から同県横島小脇ノ鼻まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場崎から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
九州地方整備局	山口県千葉崎から同県長島最東端まで引いた線、同島最西端から大分県堅来川口左岸突端まで引いた線、福岡県鐘ノ岬から山口県観音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 鹿児島県黒之浜港南防波堤灯台から二七度二〇〇メートルの地点から同県長島最南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の第二一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の第三一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（清潔の保持）

第五条

土地又は建物の所有者（所有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を

保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、

当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ほかからホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第二号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第二号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(事業者の処理)

第十二条

事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

6 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

11 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（投棄禁止）

第十六条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令（昭和46年9月23日政令 第300号）**

（特別管理一般廃棄物）

第一条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

一 次に掲げるもの（国内における日常生活に伴って生じたものに限る。）に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品

イ 廃エアコンディショナー

ロ 廃テレビジョン受信機

ハ 廃電子レンジ

二 別表第一の一の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省

令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三条並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

八 別表第一の四の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものに限る。以下「感染性一般廃棄物」という。）

（産業廃棄物）

第二条

法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理

場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

八 鉱さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（1）、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（5）を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

（特別管理産業廃棄物）

第二条の四

法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。）

二 廃酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

三 廃アルカリ（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）

四 感染性産業廃棄物（別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。以下同じ。）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

（イ ～ シ 省略）

六 法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却施設（一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が二平方メートル以上の焼却施設であつて、環境省令で定めるものに限る。）において発生するばいじんであつて集じん施設によつて集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

七 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によつて集められたものに限るものとし、前号に掲げるものを除く。）又は燃え殻（これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

八 別表第三の一四の項に掲げる施設において法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十五号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

九 ばいじん（集じん施設によつて集められたものであつて、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）

十 燃え殻（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

十一 汚泥（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）であつてダイオキシン類を含むもの（環境省令で定める

基準に適合しないものに限る。)

・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年6月14日法律 第74号）

（我が国の法令の適用）

第三条

次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

- 一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査
- 二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）
- 三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）
- 四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。）及びこれを妨げる行為
- 2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。
- 3 前二項の規定による我が国の法令の適用に関しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

2. 条約

・海洋法に関する国際連合条約（平成8年7月12日条約 第6号）

（排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務）

第五十六条

- 1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。
 - （a）海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利
 - （b）この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権
 - （i）人工島、施設及び構築物の設置及び利用
 - （ii）海洋の科学的調査

（iii）海洋環境の保護及び保全

（c）この条約に定めるその他の権利及び義務

- 2 沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するように行動する。
- 3 この条に定める海底及びその下についての権利は、第六部の規定により行使する。

（一般的義務）

第百九十二条

いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。

3. 条例

・ちゅら島環境美化条例（平成14年3月30日沖縄県条例 第13号）

（投棄の禁止）

第七条

何人も、みだりに空き缶・吸い殻等を捨ててはならない。

（基本方針）

第九条

- 知事は、空き缶・吸い殻等の散乱の防止に関する施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）空き缶・吸い殻等の散乱の防止に係る週間の実施等啓発及び意識の高揚に関する事項
 - （2）空き缶・吸い殻等の散乱の防止に係る推進体制に関する事項
 - （3）その他空き缶・吸い殻等の散乱の防止に関し必要な事項
 - 3 知事は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（環境教育及び学習の推進）

第十一条

県は、空き缶・吸い殻等の散乱の防止その他環境美化について県民等の理解を深めるとともに、県民等に空き缶・吸い殻等の散乱を防止するための自発的な活動を行う意欲を増進させるため、市町村と連携し、環境に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

（助言又は指導）

第十三条

知事は、空き缶・吸い殻等の散乱を防止するため必要があると認め

るときは、県民等、事業者及び土地の占有者等に対し、助言又は指導を行うことができる。